

## 出雲文化伝承館減免制度

条例第10条の規定により、次のとおり観覧料及び利用料の減免制度を設けております。該当する団体で免除を希望される場合は、「出雲文化伝承館観覧料等減免申請書」の提出をお願いします。

### 1. 観覧料

号	減免対象事項	減免額または免除
1	市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専修学校(以下「学校等」という。)の児童または生徒が保育、教育活動の一環として教職員に引率されて観覧する場合	観覧料（引率者を含む。）の全額
2	身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介助者、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けた者及びその介助者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介助者または戦傷病者手帳の交付を受けた者及びその介助者が観覧する場合	観覧料の5割相当額

(1) 2号に該当する者は、当該手帳の提示をもって申請にかえることができる。

### 2. 利用料

号	減免対象事項	対象施設	対象料金	減免額
1	学校等が主催して、児童、生徒及び学生のために教育的、文化的な催事を行う場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
2	学校等が児童、生徒及び学生のために本番を伴わない練習（1号の催事のためのリハーサルに利用する場合を除く。）で利用する場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
3	国、地方公共団体又は公共的団体が行う慈善事業であって、その純益の全部を善意の目的に利用する場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	3割相当額
4	市内の文化協会、当該加盟団体及び出雲市芸術文化活動団体支援補助金交付要綱（平成24年出雲市告示第235号）第2条に規定する補助要件を満たす団体が主催して、文化的な催事を行う場合	縁結び交流館、出雲屋敷、松籟亭、独楽庵、企画展示室	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	3割相当額
5	身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者または戦傷病者手帳の交付を受けた者が利用する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額
6	前号に掲げる者が概ね過半数を占める団体が利用する場合	全施設	施設利用料、冷暖房料、設備器具利用料	5割相当額

7	5号に掲げる者の福祉の向上を目的とした団体が主催する大会等に利用する場合で、同号に掲げる者が1名以上参加する場合	全施設	施設利用料、 冷暖房料、 設備器具利用料	5割 相当額
8	芸術文化活動や文化振興を目的とする市内の個人又は団体が入場料等を徴収して催事を行う場合（入場料等の額が、1,000円以下かつ非営利目的で施設を利用する場合に限る。ただし、出雲市文化団体連合会及び当該加盟団体については、入場料等の額は3,000円以下の場合とする。） （文ス第784号平成27年3月25日、文ス第778号平成29年3月31日）	全施設	施設利用料	入場料 等加算 額
9	出雲総合芸術文化祭事業計画検討委員会及び出雲芸術アカデミー企画会が作成する事業計画に基づき事業を行う場合（文ス第784号平成27年3月25日）	全施設	施設利用料	入場料 等加算 額
10	学会、研究大会等の公共性の高い催し物であって、当該団体の会員等特定の者を対象に入場料等を徴収する場合 （文ス第756号平成28年1月29日）	全施設	施設利用料	入場料 等加算 額
11	地区災害対策本部や自治協会等の自主防災組織が防災訓練を実施する場合（文ス第278号平成27年7月7日）	全施設	施設利用料、 冷暖房料、 設備器具利用料	全額
12	前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める場合	全施設	当該利用料において 理事長がその都度定 める額	

- (1) 1号及び2号については、複数校が合同で利用する場合は減免の対象としない。
- (2) 2号のリハーサルについては、照明音響の技術員を配置し、各種舞台装置を利用しておおむね本番同様で利用する状態をいう。
- (3) 2号、8号、9号及び10号を除く各号においては、減免適用は本番日のみとする。
- (4) 4号及び8号の減免対象がどちらも該当する場合は、重複して適用する。
- (5) 4号については、出雲市から「文化施設における使用料減免対象団体」として承認された団体に適用する。（文ス第303-22号平成27年8月12日、文ス第613-5号平成30年8月10日）
- (6) 5号について、減免申請書提出時に、各種手帳の提示を求めることができる。

#### 附 則

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。（独楽庵の追加）

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。(別表1及び別表2の改正)

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。(第3条及び第6条の改正)

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。(第5条の改正)